8. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保の方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（3）妊婦健康診査事業	量の見込	30人回	29人回	28人回	27人回	26人回
	確保の方策	30人回	29人回	28人回	27人回	26人回
（4）乳児家庭全戸訪問事業	量の見込	32人	30人	28人	26人	24人
	確保の方策	32人	30人	28人	26人	24人
（5）養育支援訪問事業	量の見込	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の方策	0人	0人	0人	0人	0人
（6）子育て短期支援事業	量の見込	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保の方策	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
（7）子育て援助活動支援事業	量の見込	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	確保の方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
（8）一時預かり事業	①預かり保育 確保の方策	11,036人日	10,686人日	10,435人日	9,875人日	9,805人日
	②在園児対象型を除く、子育て援助活動支援事業 確保の方策	300人日	290人日	282人日	266人日	263人日
（9）時間外保育事業	量の見込	100人	97人	94人	89人	88人
	確保の方策	100人	97人	94人	89人	88人
（10）病児・病後児保育事業	量の見込	300人日	290人日	282人日	266人日	263人日
	確保の方策	300人日	290人日	282人日	266人日	263人日
（11）放課後児童健全育成事業	量の見込	106人	103人	101人	96人	95人
	確保の方策	106人	103人	101人	96人	95人
（12）妊婦等包括相談支援事業	量の見込	30人日	29人日	28人日	27人日	26人日
	確保の方策	30人日	29人日	28人日	27人日	26人日
（13）乳児等通園支援事業	量の見込	170人	150人	140人	130人	120人
	確保の方策	170人	150人	140人	130人	120人
（14）産後ケア事業	量の見込	10人	9人	8人	7人	6人
	確保の方策	10人	9人	8人	7人	6人

第３期東彼杵町子ども・子育て支援事業計画（概要版）
令和７年３月発行　東彼杵町　こども健康課　子育て支援係
〒859-3808 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850 番地６　TEL 0957-46-1196

第３期
東彼杵町子ども・子育て支援事業計画
概要版

令和７年３月
東彼杵町

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国においては、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう「こども基本法」が制定・施行されました。

また、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、健やかな成長を社会全体で後押しするため、こども家庭庁が創設されました。

東彼杵町（以下「本町」という。）においても市町村子ども・子育て支援事業計画として「第2期東彼杵町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全てのこどもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備に努めてきました。

「第2期東彼杵町子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度が計画期間の最終年度となっており、近年の制度改正やこども・子育てをめぐる国や県の動きを反映した「第3期東彼杵町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定し、次世代育成支援対策推進法第8条における「次世代育成支援行動計画」と一体的に策定することとします。

本計画は、「東彼杵町総合計画」を最上位計画とし、こども・子育て分野の個別計画として位置づけます。また、関連する福祉関係計画等と整合を図ります。

3. 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。一体的に策定する計画の計画期間も同様に令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

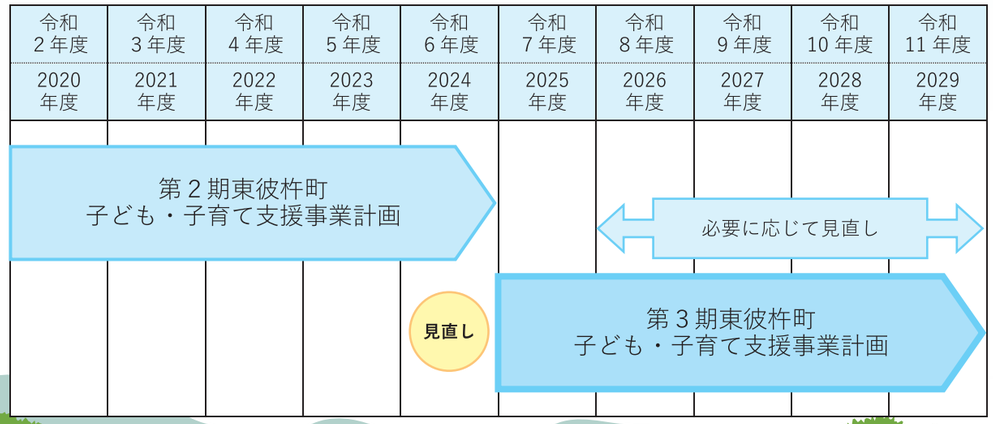

4. 基本理念

本町では、これまで次代を担うこどもが、健やかに生まれ、社会の一員としてその存在を尊重されながら、すくすくと元気に成長し、安全で安心して暮らせる社会を構築することを推進してきました。

本計画においても、本町のこども・子育て支援をより一層推進するため、本町が目指すべき基本理念を第1期計画から引き続き次のように掲げます。

《基本理念》
すくすく のびのび 子育てを楽しむ 住みよいまち ひがしそのぎ

5. 基本目標

基本目標１　地域における子育て支援の充実
基本目標2　子どもを健やかに生み育てる環境づくり
基本目標3　教育環境の整備
基本目標4　職業生活と家庭生活との両立の推進等
基本目標5　安心して子育てできる生活環境づくり
基本目標6　要保護児童へのきめ細かな支援の充実

6. 施策の展開

基本目標1　地域における子育て支援の充実

（1）地域における子育て支援サービスの充実

少子化が進む中で、就労形態やライフスタイルの多様化に伴い、子育て支援サービスへのニーズは多岐にわたっています。そのため、地域子育て支援センターを拠点として、保護者の状況に応じた様々な事業を実施・充実させていきます。また、多様な方法で情報を発信し、利用者が適切なサービスを選べるよう、周知を徹底していきます。

（2）保育サービスの充実

全ての家庭が安心して子育てできる環境を整えるため、保護者の状況を考慮しながら、各種保育サービスの実施と充実を図り、適切なサービス利用に向けた情報提供を徹底します。また、増加するニーズに応じた柔軟な対応策も積極的に推進します。

（3）子育て家庭への経済的支援

現在、子育てにかかる経済的負担に対して不安を抱える保護者が多くみられます。こうした子育て費用の負担軽減を目指し、各種制度の適切な運用を進めます。また、制度の変更がある場合には、十分な情報提供を行い、保護者が適切に制度を活用できるよう努めます。

基本目標２　こどもを健やかに生み育てる環境づくり

（1）母子保健・小児医療

近年、こどもや親の心身の健康を取り巻く環境が大きく変わってきています。そのため、妊娠・出産や子育てに対する不安を軽減するための乳児相談を行い、正しい保健知識や小児医療に関する情報提供を行うとともに、発達段階に応じた健康診査など、母子保健事業の充実に努めます。

（2）「食育」の推進

近年、家族での食事の機会が減少し、朝食を取らない人が増えるなど、食生活に関する問題が増えています。このような状況を踏まえ、親とこどもの望ましい食習慣の定着を促進し、食を通じて豊かな人間性を育み、心身の健康的な成長を支援します。また、学習や体験の機会を提供し、普及・啓発活動に取り組んでいます。さらに、地元産の食材を積極的に活用し、地域に根差した「食育」の推進を図ります。

（3）思春期保健対策の充実

思春期の健康づくりは、将来の健康的な生活の基盤を築く上で非常に重要です。そのため、性に関する正しい知識や、薬物乱用や喫煙の危険性についての理解を広め、児童・生徒の心身の健全な発達を支援します。また、今後は喫煙、飲酒、薬物防止の教育において、保護者も対象とした指導や情報提供の充実に取り組んでいきます。

基本目標３　教育環境の整備

（1）生きる力を育む教育の推進

保育所・認定こども園や学校などは、こどもが健やかに成長するために欠かせない役割を担っています。こどもが変化する社会で主体的に生きる力を身に付けられるよう、学力の向上に加え、情操教育の推進を通じて、幼児教育・学校教育の総合的な充実を目指します。また、相談支援体制の強化やスポーツ指導者の育成にも取り組み、こどもの健やかな成長を支援します。

（2）地域の教育支援体制の整備

核家族化の進行や地域の連帯意識の希薄化により、子育てが孤立しやすく、不安や悩みを抱える保護者が増加しています。これを受け、家庭だけでなく地域と連携した教育支援環境の整備を進めています。また、乳幼児とのふれあいを通じて、子育ての楽しさや素晴らしさを児童や生徒に伝えるため、地域の多様な団体との協力を推進していきます。

基本目標４　職業生活と家庭生活との両立の推進等

（1）職業生活と家庭生活との両立支援

育児休業制度の周知・啓発や情報提供の充実を通じて、保護者が働きやすい職場環境を整備し、職業生活と家庭生活の両立を支援します。また、教育・保育の施設給付や地域での子ども・子育て支援事業の拡充を図り、町民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境の整備を推進します。

（2）男女共同参画の推進

地域住民が男女で協力しながら家庭を築き、子育てに取り組む重要性を理解できるよう、学習の機会を提供し、周知・啓発活動を進めることで、地域内での男女共同参画を推進します。また、父親の子育て参加を後押しする取組も進めていきます。

基本目標５　安心して子育てできる生活環境づくり

（1）生活環境の整備

全てのこどもや子育て家庭が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、公共施設や道路交通環境、遊び場や運動場の計画的な整備を通じて、外出しやすい生活環境の整備を推進します。

（2）交通安全・防犯対策等の充実

こどもが地域で安全に暮らせるよう、交通安全教育の推進に加えて、交通安全指導者の確保・育成を支援します。また、こどもが犯罪などの被害に遭わないように、関係機関と連携し、防犯に配慮した環境づくりや情報提供の充実にも努めます。

基本目標6　要保護児童へのきめ細かな支援の充実

（1）支援が必要な家庭への対応

近年、児童虐待が社会問題として浮き彫りになる中、ひとり親家庭の増加により、こどもを取り巻く家庭環境も変化しています。この状況に対応するため、関係機関と連携しながら児童虐待の防止に取り組むとともに、相談体制の充実を目指します。また、ひとり親家庭では、子育てに関する多様な悩みを抱えているケースが多いため、それぞれの家庭の状況に応じた支援体制の周知に力を入れます。

（2）障がい児等への支援

障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見、治療を促進するため、妊婦や乳幼児の健康診査の受診、また学校での健康診査の実施を推進する必要があります。特に、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業、放課後児童健全育成事業を行う事業者は、特別な支援が必要なこどもを積極的に受け入れるとともに、各関係機関と連携して障がい児施策を推進します。今後は、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などが協力し、切れ目のない支援を提供できる体制を構築することを目指します。

（3）経済的困難を抱える家庭への支援（こどもの貧困対策）

令和5年12月22日に策定された「こども大綱」では、「こどもの貧困を解消し、こどもたちが貧困による困難を強いられない社会の実現」が掲げられており、これを受けて「こどもの貧困対策」は「こどもの貧困解消に向けた対策」として改められました。本町が策定する子ども・子育て支援事業計画には、こどもの貧困対策に資する多くの事業が含まれており、この計画に貧困対策推進のための計画を一体的に取りまとめ、各事業の推進を図ってまいります。

7. 教育・保育施設の量の見込と確保方策

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、認定区分ごとに量の見込と確保方策を定めました。

なお、満3歳未満のこどもの数全体に占める保育所等の利用数の割合（保育利用率）は横ばいですが、少子化を踏まえて、量の見込（必要利用定員総数）を設定しています。

【保育利用率】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率（%）	70.9	69.1	68.1	63.0	62.2

【教育・保育施設の量の見込と確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定（満３歳以上で教育を希望）	量の見込	27人	25人	24人	22人	21人
	確保の内容	27人	27人	27人	27人	27人
	差異	0人	2人	3人	5人	6人
2号認定（満３歳以上で保育を希望）	量の見込	78人	68人	60人	51人	45人
	確保の内容	85人	85人	85人	85人	85人
	差異	7人	17人	25人	34人	40人
3号認定（０歳で保育を希望）	量の見込	12人	10人	9人	7人	6人
	確保の内容	20人	20人	20人	20人	20人
	差異	8人	10人	11人	13人	14人
3号認定（１歳で保育を希望）	量の見込	27人	25人	24人	22人	21人
	確保の内容	32人	32人	32人	32人	32人
	差異	5人	7人	8人	10人	11人
3号認定（２歳で保育を希望）	量の見込	34人	32人	31人	29人	29人
	確保の内容	38人	38人	38人	38人	38人
	差異	4人	6人	7人	9人	9人

8. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保の方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（1）利用者支援事業	こども家庭センター型実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
（2）地域子育て支援拠点事業	量の見込	2,500人日	2,413人日	2,348人日	2,215人日	2,192人日
	確保の方策	2,500人日	2,413人日	2,348人日	2,215人日	2,192人日